

令和 7 年度奈良市食品衛生監視指導計画（案）の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 24 条の規定及び「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）」の規定により、令和 7 年度奈良市食品衛生監視指導計画を策定します。

1 実施対象

奈良市内全域

2 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間

3 内容

- ・監視指導の実施に関する基本的方向
- ・監視指導の実施体制及び連携の確保
- ・食品等事業者に対する監視指導の徹底
- ・食品等事業者自らが実施する衛生管理の普及推進
- ・市民、食品等事業者との情報及び意見交換(リスクコミュニケーション)の推進
- ・食品衛生にかかわる人材の養成及び資質の向上

4 昨年度からの主な変更点

大きな変更点はありません。

5 収去検体数について

令和 6 年度 156

令和 7 年度 123